

## 感染症対策

### ①登園許可書

感染症と診断された場合、疑いがある場合、早めに園に連絡してください。

出席停止の疾患の場合は、登園停止期間を守り、医師の『登園許可証明書』を提出して下さい。

### 【登園許可証明書が必要なもの】

病名	登園のめやす
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(幼児(乳幼児)にあつては、3日を経過するまで)
風しん	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
コレラ、細菌性赤痢、腸子フス等、学校保健安全法施行規則第18・19条による第3種に分類される感染症	医師により感染の恐れがないと認められるまで

※届出書はコピーして使用してください。

※主治医様 下記太枠内を御記入願います。

<b>登園許可証明書</b>	
横浜市長	入所児童氏名
病名 「	」
年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。	
年 月 日	
医療機関名	
医師名	印又はサイン

## ②登園届

保育所での集団生活に適應できる状態に下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたいが、保護者の方が回復してから登園するよう、ご配慮ください。

### 【登園届が必要な感染症】

病名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※水いぼ、とびひにつきましては特に届は必要ありませんが、医師と十分にご相談ください。

※届出書はコピーして使用してください。

※保護者の方がご記入ください

#### 登園届 (保護者記入)

菊名愛児園園長様

入所児童名 \_\_\_\_\_

病名 「 \_\_\_\_\_ 」 と診断され、

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 医療機関名 「 \_\_\_\_\_ 」

(医療機関連絡先: \_\_\_\_\_) において病状が回復し、

集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園します。

保護者名 \_\_\_\_\_ 印又はサイン \_\_\_\_\_